

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（③漁業協同組合等関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 16） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税 19）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 16） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 対象者：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会等（以下「漁協等」という。）</p> <p>(2) 対象設備：全ての機械・装置、特定の工具及び一定のソフトウェア</p> <p>(3) 特例措置：機械等の取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除の選択適用</p> <p>(4) 取得価格：機械装置は 1 設備 160 万円以上 工具は 1 設備 120 万円以上、1 設備 30 万円以上 かつ 複数設備合計 120 万円以上 ソフトウェアは複数合計 70 万円以上</p>
			<p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間延長する。</p>
			<p>《関係条項》</p> <p>【所得税】</p> <p>・租税特別措置法 第 10 条の 3</p> <p>【法人税】</p> <p>・租税特別措置法 第 42 条の 6 旧第 68 条の 11（令和 4 年 3 月 31 日まで） ：令和 2 年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止（令和 4 年 4 月 1 日施行）</p>
5	担当部局		水産庁 漁政部 水産経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 4 年 5 月～ 8 月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 10 年度：創設 総合経済対策 平成 11 年度：延長

		平成 12 年度：延長 平成 13 年度：延長 平成 14 年度：延長 平成 16 年度：延長 平成 18 年度：延長 平成 20 年度：延長 平成 22 年度：延長 平成 24 年度：延長 平成 26 年度：延長 平成 29 年度：延長 平成 31 年度：延長
8	適用又は延長期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで（2 年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及びその実現による寄与
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 政策分野名：㊸ 漁村の活性化の推進</p> <p>水産基本計画（令和 4 年 3 月閣議決定）第 2 Ⅲ 2（2）において「漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少など厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには漁協の経済事業の強化が必要」としており、水産施策上も必要な措置である。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 ㊸ 漁村の活性化の推進</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【水産業等の体質強化】 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成 （令和 5 年度及び令和 6 年度の 2 年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：4,486 百万円（本特例措置を受ける投資額（見込額）の割合（平均）：46.1%）</p>

[測定指標]

本特例措置を受けた投資額の割合
 本特例措置を受けた投資額÷全投資額

単位：百万円、%

区分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
本特例 措置を 受けた 投資額 (A)	4,252	2,061	2,052	2,788	2,300	2,380
全投資 額 (B)	6,613	2,939	4,828	4,793	4,187	4,603
A/B	64.3%	70.1%	42.5%	58.2%	54.9%	51.7%
寄与率	11.3%	15.1%	15.0%	12.9%	14.0%	13.9%

※ 寄与率の算出は別添1参照。本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。

※ 投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値（実数）。投資額の見込（令和4～6年度）は直近3カ年の平均値

なお、前回評価時（令和2年9月）の目標は令和3年度及び令和4年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が機械等を取得のための投資見込金額：5,236百万円（本特例措置を受けた投資額の割合（平均）：43.0%）を維持することであった。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定に寄与する。

10 有効性等

① 適用数

【適用数】

単位：組合

区分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
対象者数 (組合)	2,069	2,005	1,978	1,943	1,908	1,873
適用数 (組合)	29	33	37	33	34	35

※ 令和元年度から令和3年度の適用数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから水産庁において、漁業協同組合等に対して「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査した

※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。

※ 令和4年度から令和6年度までの適用数は直近3カ年の平均により算出。

※ 算定根拠は別添 2 及び 3 参照。

② 適用額

【適用額】

単位：百万円

区分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
法人税	4,252	2,061	2,052	2,788	2,300	2,380
法人住民税	251	136	133	173	147	151
法人事業税	1,064	171	266	500	312	359

※ 令和元年度から令和3年度の適用額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから水産庁において、漁業協同組合等に対して「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査した。

※ 令和4年度から令和6年度までの適用額は直近3カ年の平均により算出。

※ 算定根拠は別添 2 及び 3 参照。

③ 減収額

【減収額】

単位：百万円

区分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
法人税	251	136	133	173	147	151
法人住民税	18	10	9	12	10	11
法人事業税	52	8	13	25	15	19

※ 令和元年度から令和3年度の減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから水産庁において、漁業協同組合等に対して「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査した。

※ 令和4年度から令和6年度までの減収額は直近3カ年の平均により算出。

※ 算定根拠は別添 2・別添 3 参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

本特例措置の下、漁協等により約 29～66 億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。

目標達成のためには投資を通じた一層の体質強化が必要であり、本特例措置によって、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資への支援を通じた水産業等の体質強化が図られ、漁業経営の安定が実現すると見込まれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
【本特例措置の下、漁協等が行った投資額】

単位：百万円

区分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
本特例 措置を 受けた 投資額 (A)	4,252	2,061	2,052	2,788	2,300	2,380
全投資 額 (B)	6,613	2,939	4,828	4,793	4,187	4,603
A/B	64.3%	70.1%	42.5%	58.2%	54.9%	51.7%
寄与率	11.3%	15.1%	15.0%	12.9%	14.0%	13.9%

- ※ 下段の（ ）内の数値は、前回評価時（令和2年9月）の見込数。
- ※ 寄与率の算出は別添1参照。本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。
- ※ 投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特別措置等の利用状況調査」の集計値（実数）。投資額の見込（令和4～6年度）は直近3カ年の平均値。

前回評価時（令和2年9月）の目標は令和3年度及び令和4年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が機械等を取得のための投資見込金額：5,236百万円（本特例措置を受けた投資額の割合（平均）：43.0%）を維持することであった。

令和3年度及び令和4年度の2年間に漁協等が取得する機械等の実績見込みは4,486百万円（本特例措置を受けた投資額の割合（平均）：50.3%）である。

目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。

【漁協等が機械等を取得のための投資見込金額】

単位：百万円、%

区分	令和3年度 令和4年度	令和5年度 令和6年度
目標	5,236	4,486
実績	4,486	4,486
達成率	86%	

⑤ 税収減を是認する理由等

本特例措置の適用実績（減収額）に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりであり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

【本特例措置の下、漁協等が行った投資に係る減収額及び経済波及効果】

単位：百万円

区分	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
減収額	321	154	155	210	172	180
投資額	4,252	2,061	2,052	2,788	2,300	2,380
経済事業 波及効果	7,951	3,875	3,796	5,214	4,301	4,427
寄与率	11.3%	15.1%	15.0%	12.9%	14.0%	13.9%
本税制措 置の経済 波及効果	896	586	569	670	603	613

※ 算定根拠は別添4及び5参照。

※ 経済波及効果については、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」から得られた投資額及び取得機械等の情報を用い、「平成27年産業連関表分析用ファイル」の逆行係数（98部門）を使用して算出。なお、経済波及効果の見込（令和4～6年度）は、投資額（直近3カ年の平均値）及び取得機械等の分類の割合（直近3カ年の平均値）により算出。

※ 寄与率の算出は、本措置の直接的な効果を把握するため、他の支援措置との関係から算出した。

※ 経済波及効果は1次間接効果まで算定。

※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

漁協等への設備投資に係る支援措置として、浜の活力再生・成長促進交付金の補助があるが、浜の活力再生・成長促進交付金は施設整備事業と一体となったものに限定されていることから、高価な高性能漁業機械等の導入を促進するためには、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定

			しない税制措置による支援が妥当である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 127 条において、都道府県の地区を超えない漁協等への指導・監督は都道府県の自治事務（信用事業実施組合については法定受託事務）とされている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 5 月～ 8 月

寄与率の算出

本税制の目的である漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資にインセンティブがある政策手段としては、本税制のほか交付金や低利融資の措置があるため、以下のよう
に寄与率を算出。

① 国の交付金の交付額（水産業強化対策整備交付金）

年度	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (見込)	5年度 (見込)	6年度 (見込)
交付額	2,273 百万円	808 百万円	663 百万円	1,248 百万円	906 百万円	939 百万円

② 低利融資の貸付額（沿岸漁業改善資金）

年度	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (見込)	4年度 (見込)	5年度 (見込)	6年度 (見込)
貸付額	256 百万円	56 百万円	216 百万円	176 百万円	149 百万円	180 百万円

③ 本税制措置に係る減収額

年度	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (見込)	5年度 (見込)	6年度 (見込)
減収額	321 百万円	154 百万円	155 百万円	210 百万円	172 百万円	180 百万円

このうち、租税特別措置の寄与率は、金額比により算出すると以下のとおり。

(令和元年度の例)

$$321 \text{ 百万円} \div (\text{①}2,273 \text{ 百万円} + \text{②}256 \text{ 百万円} + \text{③}321 \text{ 百万円}) \times 100 = 11.3\%$$

(各年度の寄与率)

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
寄与率	11.3%	15.1%	15.0%	12.9%	14.0%	13.9%

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成29年度	生活関連産業用機械(386)	その他の機械(622)	
平成30年度	生活関連産業用機械(193)	その他の機械(611)	
令和元年度	生活関連産業用機械(327)	その他の機械(3,925)	
令和2年度	生活関連産業用機械(106)	その他の機械(1,955)	
令和3年度	生活関連産業用機械(741)	その他の機械(1,311)	
令和4年度	生活関連産業用機械(391)	その他の機械(2,397)	
令和5年度	生活関連産業用機械(413)	その他の機械(1,887)	
令和6年度	生活関連産業用機械(515)	その他の機械(1,865)	

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（③漁業協同組合等関係）
税目	所得税・法人税
根拠法	租法第10条の3、第42条の6、旧第68条の11

1 適用実績及び適用見込み

	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績	3年度 実績	4年度 見込	5年度 見込	6年度 見込
適用の範囲 (法人)	2,083	2,069	2,005	1,978	1,943	1,908	1,873
適用件数 (件)	34	29	33	37	33	34	35
減収額合計 (百万円)	51	251	136	133	173	147	151
1件あたり 減収額 (百万円)	1.5	8.7	4.1	3.6	5.2	4.3	4.3

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数：年度末の漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）等の法人数（実数）
- ② 適用件数：漁協、加工協及び漁連に対する調査の集計値（実数）
- ③ 減収額：同上（a 特別償却×法人税率 + b 税額控除）

(減収額)

[平成30年度] ※法人税率19%で算出。

a 特別償却 107百万円×19% = 20百万円 b 税額控除 31百万円
a + b = 51百万円

[令和元年度] ※法人税率19%で算出。

a 特別償却 1,064百万円×19% = 202百万円 b 税額控除 49百万円
a + b = 251百万円

[令和2年度] ※法人税率19%で算出。

a 特別償却 171百万円×19% = 32百万円 b 税額控除 104百万円
a + b = 136百万円

[令和3年度] ※法人税率19%で算出。

a 特別償却 266百万円×19% = 51百万円 b 税額控除 82百万円
a + b = 133百万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：4年度～6年度は、平成30年度～令和3年度の平均減少数（▲35組合／年度）を基に推計
- ② 適用件数：4年度～6年度は、直近3ヶ年の平均値
- ③ 減収額：同上

(減収額)

[令和4年度(見込)] ※法人税率19%で算出。

$$((\text{元年度：251百万円})+(\text{2年度：136百万円})+(\text{3年度：133百万円}))\div 3 \\ = 173 \text{ 百万円}$$

[令和5年度(見込)] ※法人税率19%で算出。

$$((\text{2年度：136百万円})+(\text{3年度：133百万円})+(\text{4年度見込：173百万円}))\div 3 \\ = 147 \text{ 百万円}$$

[令和6年度(見込)] ※法人税率19%で算出。

$$((\text{3年度見込：133百万円})+(\text{4年度見込：173百万円})+(\text{5年度見込：147百万円})) \\ \div 3 = 151 \text{ 百万円}$$

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（③漁業協同組合等関係）
税目	法人住民税・事業税
根拠法	地法 51、72 の 24 の 7、314 の 4

1 適用実績及び適用見込み

	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績	3年度 実績	4年度 見込	5年度 見込	6年度 見込
適用の範囲 （法人）	2,083	2,069	2,005	1,978	1,943	1,908	1,873
適用件数 （件）	34	29	33	37	33	34	35
減収額合計 （百万円）	12	70	18	22	37	25	29
1件あたり 減収額 （百万円）	0.4	2.4	0.5	0.6	1.1	0.7	0.8

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

（1）適用実績

対象者数： 年度末の漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）等の法人数（実数）
適用件数： 漁協、加工協及び漁連に対する調査の集計値（実数）

【積算根拠】

法人住民税： 国税の減税見込額×法人住民税率

法人事業税： 特別償却特例による所得額の減額見込額×法人事業税率

[平成 30 年度（実績）]

法人住民税： 51 百万円×12.9% = 7 百万円

法人事業税： 107 百万円× 4.6% = 5 百万円

合計 12 百万円

[令和元年度（実績）]

法人住民税： 251 百万円× 7.0% = 18 百万円

法人事業税： 1,064 百万円× 4.9% = 52 百万円

合計 70 百万円

[令和 2 年度（実績）]

法人住民税： 136 百万円× 7.0% = 10 百万円

法人事業税： 171 百万円× 4.9% = 8 百万円

合計 18 百万円

[令和 3 年度（実績）]

法人住民税： 133 百万円× 7.0% = 9 百万円

法人事業税： 266 百万円× 4.9% = 13 百万円

合計 22 百万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：4年度～6年度は、平成30年度～令和3年度の平均減少数
(▲35組合/年度)を基に推計
- ② 適用件数：4年度～6年度は、直近3ヶ年の平均値
- ③ 減収額：同上

[令和4年度(見込み)]

法人住民税：173百万円×7.0% = 12百万円
法人事業税：500百万円×4.9% = 25百万円 合計 37百万円

[令和5年度(見込み)]

法人住民税：147百万円×7.0% = 10百万円
法人事業税：312百万円×4.9% = 15百万円 合計 25百万円

[令和6年度(見込み)]

法人住民税：151百万円×7.0% = 11百万円
法人事業税：359百万円×4.9% = 18百万円 合計 29百万円

○経済波及効果(減税見込額:国税分+地方税分)

指数				
			企業投資額	経済波及効果
1.87	R1	実績	4,252	7,951
1.88	R2	実績	2,061	3,875
1.85	R3	実績	2,052	3,796
1.87	R4	見込	2,788	5,214
1.87	R5	見込	2,300	4,301
1.86	R6	見込	2,380	4,427

		減税見込額			寄与率	効果
①国の交付金	②国の交付金	国税	地方税	計		
2,273	256	251	70	321	11.3%	896
808	56	136	18	154	15.1%	586
663	216	133	22	155	15.0%	569
1,248	176	173	37	210	12.9%	670
906	149	147	25	172	14.0%	603
939	180	151	29	180	13.9%	613

○経済波及効果(減税見込額:国税分)

指数				
			企業投資額	経済波及効果
1.87	R1	実績	4,252	7,951
1.88	R2	実績	2,061	3,875
1.85	R3	実績	2,052	3,796
1.87	R4	見込	2,788	5,214
1.87	R5	見込	2,300	4,301
1.86	R6	見込	2,380	4,427

		減税見込額			寄与率	効果
①国の交付金	②国の交付金	国税	地方税	計		
2,273	256	251		251	9.0%	718
808	56	136		136	13.6%	527
663	216	133		133	13.1%	499
1,248	176	173		173	10.8%	565
906	149	147		147	12.2%	526
939	180	151		151	11.9%	526

○経済波及効果(減税見込額:地方税分)

指数				
			企業投資額	経済波及効果
1.87	R1	実績	4,252	7,951
1.88	R2	実績	2,061	3,875
1.85	R3	実績	2,052	3,796
1.87	R4	見込	2,788	5,214
1.87	R5	見込	2,300	4,301
1.86	R6	見込	2,380	4,427

		減税見込額			寄与率	効果
①国の交付金	②国の交付金	国税	地方税	計		
2,273	256		70	70	2.7%	214
808	56		18	18	2.0%	79
663	216		22	22	2.4%	93
1,248	176		37	37	2.5%	132
906	149		25	25	2.3%	100
939	180		29	29	2.5%	112